一般社団法人日本応用地質学会 賛助会員特典規程

平成29年3月22日 制定 令和5年2月21日 改定 令和5年10月6日 改定

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本応用地質学会(以降、この法人という)の賛助会員が有する特典(規則第39条第3項)について規定する。

(賛助会員の特典)

第2条 規則第39条第③項により、賛助会員は正会員が有する特典のうち一、二及び四の特典を有し、具体的に以下を享受できる。

- 一 口数に応じて会誌「応用地質」等の配布を受けること
- 二 学会誌、その他の出版物への投稿又は研究発表会において賛助会員名で発表できること
- 三 研究発表会、シンポジウム、講習会、現地見学会等の各種行事において、1 口に付き2 名に限り、賛助会員名で参加できること
- 四 会誌「応用地質」に「賛助会員のページ」を掲載できること
- 五 研究発表会の災害時緊急セッション等において賛助会員名で発表の申込みができること

(賛助会員のその他の特典)

第3条 規則第39条第3項により、賛助会員は第2条の特典以外に以下の一~四の特典を有する。

- 一 研究発表会等での企業展示ブースへの優先的な出展・広告掲載
- 二 学会ホームページにおけるリンク添付
- 三 学会出版物への賛助会員名の掲載
- 四 その他

(特典の賦与)

第4条 第2条の特典は事務局が認定し賦与できるが、総務委員会、理事会に報告するものとする.

②第3条の特典は事業企画委員長が認定し総務委員会による賦与し、理事会に報告するものとする.

③第3条の特典は事業企画委員長により追加することができる.

(特典に係る経費)

第5条 賛助会員の特典の賦与に際して経費が生じる場合は、事前に事業企画委員長より総務委員会、理事会の承認を得なければならない、 ②特典に係る経費については、事業企画委員長から収支を報告しなければならない。

附則

(規程の制定,変更及び廃止)

第1条 この規程は、理事会の承認(平成29年3月22日)をもって施行する.

②この規程の変更及び廃止は、理事会の承認を得なければならない.